

「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度ー」中間案に対する意見と県の考え方

【対応区分】

- ①計画に反映するもの
- ②既に計画に反映しているもの
- ③今後の施策や事業の実施において参考とするもの
- ④計画に反映することが難しいもの
- ⑤その他(①～④に該当しないもの)

【いただいたご意見等の取扱い】

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

No	箇所	頁数	意見	対応区分	意見に対する対応及び県の考え方
1	第1章第3節施策体系1(1)	31～32	イ)残された課題 ⑤に「投票所での人的サポートなど」を追記してほしい。	①	ご意見のとおり記載します。
2	第2章第1節2(1)	53	⑪に「視覚障害者ガイドヘルパーの日」(12月3日)の啓発を障害者週間(12月3日～9日)とあわせて啓発をする」と追記してほしい。	③	①に「障害者週間(12月3日～9日)」の啓発広報活動について記載しており、同時期に各種団体が実施する啓発活動も含まれていることから、計画の記載はこのままとしますが、今後の参考とさせていただきます。
3	第2章第1節3(1)①	55	①にITサポート事業について記載してほしい。	①	ご意見のとおり記載します。
4	第2章第1節3(1)⑭	57	⑭の記載について「視覚障がい者がデジタル情報を得るためには、パソコン、スマホやICTの活用が必要なことから、三重県視覚障害者支援センターのITサポート事業で行うことにより、社会参加や自立を促進します。」と記載してほしい。	①	ご意見のとおり記載します。
5	第2章第2節3(1)	65～66	障がい者スポーツとパラスポーツの表記がバラバラですが、どのような意味でお使いですか？	⑤	障がいのある方が行うスポーツの総称として障がい者スポーツと表記しています。 ご指摘のパラスポーツの表記につきましては、「パラスポーツ指導員」を指しているものと考えますが、パラスポーツ指導員は公益財団法人日本パラスポーツ協会の公認資格であり、固有名称であることから、上記の名称で記載しています。

No	箇所	頁数	意見	対応区分	意見に対する対応及び県の考え方
6	第2章第2節3(1)	65~66	強化育成は全国障害者スポーツ大会参加を指しますか？	⑤	全国障害者スポーツ大会に出場する選手の育成や、パラリンピック等の国際大会・全国大会での活躍が期待される選手の強化活動支援を指します。
7	第2章第2節3(1)	66	裾野の拡大の中に、パラリンピック・デフリンピック・スペシャルオリンピックス参加を目指す選手強化育成も検討いただけませんか？ 現状案では、普及啓発のみです。	②	「施策の展開」(1)⑩で、「パラリンピックやデフリンピック等の国際大会・全国大会での活躍が期待される選手を指定し、その強化活動を支援」する旨記載しています。
8	第2章第2節3(1)	66	P66の⑨記載選手案はどこからリストアップをおこないますか？ スポーツ局として関わっていくという理解でよろしいでしょうか？現状は、選手個人へ補助金を出していただいているようですが、「みる」「ささえる」人へはどのようなご支援がありましたでしょうか？	⑤	スポーツ推進局では、世界大会等で活躍し、日本パラリンピック委員会から強化指定を受けるなど、既に一定の競技力を有する方を対象に、障がい者スポーツ関係団体と協議のうえ(競技力向上対策本部で)強化指定を行っています。 また、「みる」「支える」人への支援について、子ども・福祉部では「みる」人を増やすための情報発信を行うとともに、「支える」人への支援として、指導者資格取得等にかかる費用の助成などの支援を実施しています。
9	第2章第2節3(1)	65~66	パラスポーツ強化指定選考はスポーツ局単独ですか？子ども福祉部は関わる予定はありませんか？	⑤	選考はスポーツ推進局で行っています。
10	第2章第2節3(1)	65~66	障がい者の社会参加スポーツと競技スポーツの隔たりが強いように感じます 選手がスポーツを継続するためにも、障がい者の社会参加スポーツと競技スポーツの隔たりを無くし、三重県としての土台をつくるのが最重要になるのではないのでしょうか？	③	今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。
11	第2章第2節3(1)	66	パラリンピアンをささえる人は無償でおこなっています。が、「みる」「ささえる」も提供と入っていますが、提供とはどのようなことを指しますか？ 今後、「みる」「ささえる」人にはなにかご支援を検討いただいていますか？	①	障がい者スポーツの大会・イベントの開催を通じ、県民が障がい者スポーツを見ることのできる機会の提供や、パラスポーツ指導員など障がい者スポーツを支える人材の養成の機会を提供することを指します。 ご意見をふまえ、「施策の展開」(1)⑧に、「する」「みる」「支える」機会の例に関する記載を追加します。 また、「みる」「支える」人への支援について、「みる」人を増やすための情報発信を行うとともに、「支える」人への支援として、指導者資格取得等にかかる費用の助成などの支援を実施しています。

No	箇所	頁数	意見	対応区分	意見に対する対応及び県の考え方
12	第2章第2節3(1)	66	陸上競技に関してになります。 2024年→世界選手権、パラリンピック、日本パラ陸上(伊勢市) 2025年→デフリンピック 2026年→アジア大会 2028年→パラリンピック が、開催予定です。 大会周知活動も入れていただくことは難しいのでしょうか？	①	ご意見をふまえ、「施策の展開」(1)⑨に、パラリンピックやデフリンピック等の国際大会・全国大会の周知・啓発に関する記載を追加します。
13	第2章第2節3(1)	65~66	裾野拡大のためには、現在活躍してくれている選手のPRや強化も重要です	③	計画の記載はこのままとしますが、今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。
14	第2章第2節3(1)	65~66	教育委員会とも連携をして、パラスポーツ出会学習を進めてください 国際大会選手は中途障害が多いです。 万が一、中途障害になった時に社会とつながるツールとしてスポーツを残してあげてください。	③	今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。
15	第2章第2節3(1)	65~66	パラスポーツは共生社会を実現する力があることを明記いただくとありがたいです。	②	共生社会の実現を基本理念として、障がい者スポーツを含む各種施策を実施していることから、このままの記載とさせていただきます。
16	第2章第3節2	82	「弱視障がい児の早期発見から医療と福祉の連携支援」を(6)として新設し取り組んでください。	③	視覚障がい児の支援については、第2章第3節2(1)障がい児に対する支援の充実において記載し、取り組んでいくこととしていますので、このままの記載とさせていただきます。なお、いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
17	第3章第1節5(2)	98	(2)目標達成に向けた施策 11行目に「視覚障がい児」を記載してください。	①	ご意見のとおり記載します。